

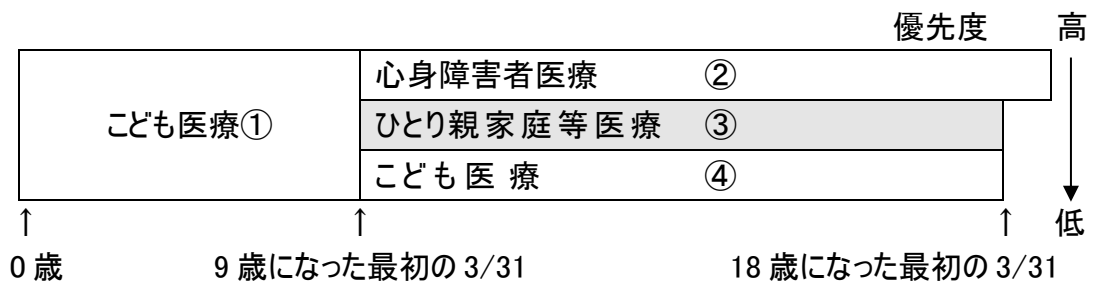
「ひとり親家庭等医療」とは



ひとり親家庭等医療の資格は、児童が18歳に達した最初の3月31日までです。末子が年齢到達して資格喪失すると、養育者の医療の資格も喪失します。

☆このような時は届出が必要です☆

- ◇ 転出・再婚（事実婚を含む）・児童を養育しなくなったなど、ひとり親家庭等医療の資格を喪失したとき
- ◇ 氏名・住所・加入保険に変更があったとき。
- ◇ 児童が満9歳に達した日以後の最初の3月31日を過ぎ、「こども医療」から「ひとり親家庭等医療」に変わるとき。（自動的に切り替わりません。）



★ひとり親家庭等医療証は毎年8月に更新します。

★助成対象ではなく、自己負担になるものがあります。ご注意ください。

- ・「予防注射」「文書料」「薬の容器代」等の「**保険外診療分**」
- ・「入院時などの高額療養費」や「入院時食事代、着替え代」など
- ・200床以上の病院において、他の医療機関等からの紹介状なしに初診で受診した場合の「**特定療養費**」や「**時間外選定療養費**」
- ・「第三者の行為による事故の治療（交通事故等）」
- ・組合保険、共済組合などから支給される「**家族療養附加給付金**」
- ・保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校で怪我をした場合の「**日本スポーツ振興センター災害共済給付分**」
など



保険証・医療証の提示がなければ、自己負担が発生する場合があります。
医療機関では必ず保険証と医療証を提示ください。

☪ 病院にかかったら ☪

- ① 香川県内の医療機関・調剤薬局 や 丸亀市内の接骨院等 の場合
窓口での保険診療にかかる自己負担はありません。



医療機関で受診

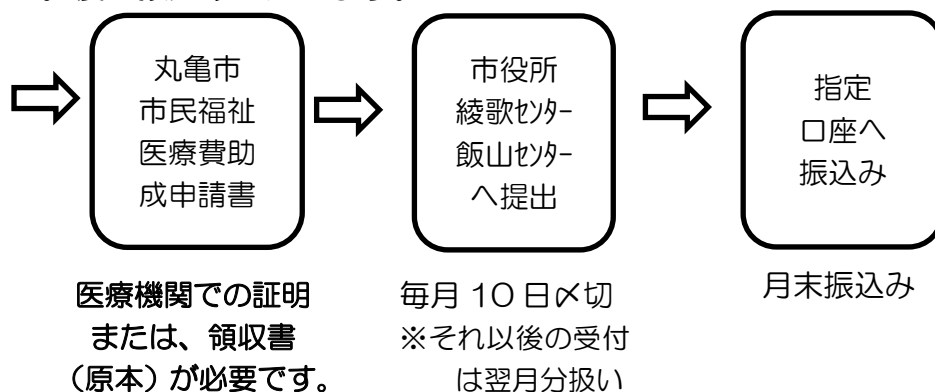
- 窓口で健康保険証と「医療証」を提示して受診してください
- 保険証・医療証の提示がなければ、自己負担が発生する場合があります。
- もし、自己負担が発生した場合は、**下記②**の方法で申請してください。

- ② 丸亀市外の接骨院等 の場合

立替払いをしてください。後日振込みいたします。



医療機関で受診



- ③ 香川県外の医療機関・調剤薬局 の場合

立替払いをしてください。後日振込みいたします。



医療機関で受診

